

特別初再診料改定のお知らせ

(令和4年10月1日～)

令和4年4月の健康保険法改正により、令和4年10月1日以降、一般病床200床以上の地域医療支援病院(当院)に義務化されている、初診時または再診時に係る特別の料金が改定されます。

次の料金をご負担いただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【特別初診料】

他の保険医療機関等からの紹介状を持たずに当院を受診される場合に、通常の診療費とは別にご負担いただく料金になります。

※当院の通院日に紹介状または通院中の診療科の院内紹介なしで、通院中とは異なる診療科を受診する場合、特別初診料の対象になります。

令和4年9月30日まで

〈医科〉 5,500円(税込)

〈歯科〉 3,300円(税込)



令和4年10月1日から

7,000円(税込)

5,000円(税込)

【特別再診料】

症状が安定し、外来担当医が他の医療機関への紹介を申し出たにもかかわらず、患者さん本人の希望により、引き続き当院を受診される場合に、通常の診療費とは別にご負担いただく料金になります。

令和4年9月30日まで

〈医科〉 2,750円(税込)

〈歯科〉 1,650円(税込)



令和4年10月1日から

3,000円(税込)

1,900円(税込)

※消化器内科及び消化器外科に紹介状を持たず初診で受診される患者さんの受け入れを制限させていただきます。まず、最寄りの診療所への受診をお願いします。

病院長